

平成24年7月10日

川崎火力発電所2号系列2軸，3軸設備増設計画に係る法対象条例審査書の公告について（お知らせ）

標記法対象事業について、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第62条の規定に基づき法対象条例審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

1 法対象事業者

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬直己

2 法対象事業の名称及び所在地

川崎火力発電所2号系列2軸，3軸設備増設計画
川崎市川崎区千鳥町5番1号

3 法対象条例審査書公告年月日

平成24年7月10日（火）

4 問合せ先

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力株式会社 環境部 川崎地点環境調査グループ
電話 03-6373-4518

（環境局環境評価室 担当）

電話044-200-2156

**川崎火力発電所 2 号系列 2 軸， 3 軸設備増設計画
に係る法対象条例審査書**

平成 2 4 年 7 月

川 崎 市

はじめに

川崎火力発電所 2 号系列 2 軸， 3 軸設備増設計画（以下「法対象事業」という。）は、東京電力株式会社（以下「法対象事業者」という。）が川崎区千鳥町 5 番 1 号の東京電力株式会社川崎火力発電所構内、約 28ha の区域において、化石燃料の使用削減による低炭素社会の実現並びに低廉な電力の供給を目的に、液化天然ガスを燃料とした新たな 1,600℃級コンバインドサイクル発電方式を採用した出力 71 万 kW の発電設備 2 軸及び 3 軸を増設するものである。

法対象事業者は、川崎市環境影響評価に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、平成 21 年 8 月 21 日に当該法対象事業に係る法対象事業実施届及び法対象条例環境影響評価方法書（以下「法対象条例方法書」という。）を提出した。その後、条例に基づく手続を経て、法対象条例方法審査書を踏まえ、法対象事業が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、平成 24 年 1 月 13 日に法対象条例環境影響評価準備書（以下「法対象条例準備書」という。）を提出した。

市は、この提出を受けて法対象条例準備書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があったことから、法対象事業者が作成した法対象条例見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

これらの結果をもって、川崎市環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、平成 24 年 7 月 3 日に答申を得た。

市では、この答申を踏まえ、本審査書を作成したものである。

1 法対象事業の概要

(1) 法対象事業者

名 称：東京電力株式会社

代表者：代表執行役社長 廣瀬 直己

主たる事務所の所在地：東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

(2) 法対象事業の名称及び種類

名 称：川崎火力発電所2号系列2軸，3軸設備増設計画

種 類：発電所（火力発電所）の新設

(3) 法対象事業を実施する区域

所 在 地：川崎市川崎区千鳥町5番1号

実施区域：約28万㎡（工業専用地域）

(4) 計画の概要

ア 目的

液化天然ガスを燃料とする1,600℃級コンバインドサイクル発電方式を採用した発電設備2号系列2軸及び3軸（出力：各軸71万kW、計142万kW）の設置

イ 新設する施設の概要

項 目		2号系列	
		2軸	3軸
原動機の種類		ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）	
発電機の出力		71万kW	71万kW
燃 料	種 類	液化天然ガス	液化天然ガス
	年間使用量	約130万t	
煙突高さ		85m	85m
取水方式		深層取水方式	

注：燃料の年間使用量は、設備利用率80%の場合を想定。

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本計画は、発電所の建設事業であり、工事中における交通安全対策や供用時における火災爆発等の安全対策等、生活環境上の配慮が求められることから、法対象条例準備書に記載した環境保全のための措置等に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に計画地周辺の関係者に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策や問合せ窓口等について周知を図ること。

(2) 個別事項

ア テレビ受信障害

本事業の実施による地上デジタル放送の遮へい障害の範囲は、計画建物の南方向に東京局、東方向に横浜局の遮へい障害が及ぶものの計画地内に収まり、反射障害の範囲は、東京局（位置：東京タワー）で南東方向に約1 km に及ぶものと予測している。これに対し、本事業に起因する障害が発生した場合には、速やかにその障害発生の実態調査を行い、適切な措置を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、良好な受像画質が維持され、かつ、現状を悪化させないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、障害が発生したときの問合せ窓口を明らかにし、その対策については確実に実施すること。

イ 地域交通（交通混雑、交通安全）

工事中の交通混雑について、工事用車両の走行に伴うピーク日ピーク時における交差点需要率は、交通量の処理が可能とされる交差点需要率 0.9 を下回り、車線別交差点混雑度は、塩浜交差点が 0.123～0.864、夜光交差点が 0.115～1.389、発電所前交差点が 0.025～0.644 で、夜光交差点では交通量の処理が可能とされる混雑度 1.0 を上回ると予測している。これに対し、地域の交通車両が集中する通勤時間帯には、工事関係車両台数の低減を図るとともに、極力他の時間帯に振り分けるなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

一方、供用時の交通混雑について、施設関連車両の走行に伴うピーク時における交差点需要率は、交通量の処理が可能とされる交差点需要率 0.9 を下回り、車線別交差点混雑度は、塩浜交差点が 0.123～0.864、夜光交差点が 0.115～1.406、発電所前交差点が 0.025～0.616 で、夜光交差点では交通量の処理が可能とされる混雑度 1.0 を上回ると予測している。これに対し、定期検査工程等の調整により発電所関係車両台数を平準化し、ピーク時の発電所関係車両台数の低減を図るなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

交通安全について、工事中及び供用時の車両走行ルートは、ほとんどの区間でマウンドアップ、ガードレール又は歩道橋が設置されていることから、交通安全は確保されると予測している。さらに、定期的に環境保全会議等を開催するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、車線別交差点混雑度が現況でも交通量の処理が可能とされる混雑度 1.0 を上回っている箇所があること、さらに、交通渋滞が頻繁に発生しているなど、地域の交通状況に対して最大限の配慮が求められていることから、環境保全のための措置として講じようとする対策の内容ごとに低減の程度を予測し、その結果を法対象条例環境影響評価書で明らかにすること。

ウ 安全

本計画では、これまで火災、爆発、有害な化学物質の漏洩等の災害が生じていない類似の発電所と同様の安全対策及び防災対策を行うことから安全性が確保されるとしている。さらに、火災、爆発事故防止対策として、保安・監視装置、防消火設備、防災監視設備等を設置するとともに、有害な化学物質の漏洩等事故防止対策のため防液堤等を設置することなどから、人の健康の保護の観点からみて必要な事故防止、安全管理が図られるとしている。

しかしながら、多量の液化天然ガスやアンモニア等、種々の危険物

を取扱うことから、防災教育、防災訓練等の安全対策を徹底すること。

エ その他（緑化計画）

本計画では、緑に関する項目については、「川崎火力発電所1・2号系列建設計画に係る環境影響評価報告書」（平成8年、東京電力株式会社）に記載されている緑化計画を継続・推進することから予測評価項目として選定していない。また、「川崎火力発電所1・2号系列建設計画に係る環境影響評価審査書」（平成9年、川崎市）においては、樹木等の健全な生育に必要な養分の不足等が見られるため、有機質土壌改良剤により土壌改良すること、また、生物の多様性に配慮した緑化の推進に努める必要があると指摘している。

このため、上記の報告書及び審査書の内容について確実に実施するとともに、供用開始後概ね3年後に樹木の活力度及び維持管理の状況について市に報告すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

法対象条例準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「酸性雨」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について、市に報告すること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成21年 8月21日 法対象事業実施届及び法対象条例方法書の受理

9月 4日 法対象条例方法書公告、縦覧開始

10月19日 法対象条例方法書の縦覧終了、意見書の提出締切り

意見書の提出 なし

10月27日 市長から審議会に法対象条例方法書について諮問

12月 9日 審議会から市長に法対象条例方法書について

答申

1 2月 17日 法対象条例方法審査書公告
法対象事業者あて送付

平成24年 1月 13日 法対象条例準備書の受理
1月 20日 法対象条例準備書公告、縦覧開始
3月 5日 法対象条例準備書の縦覧終了、意見書の提出
締切り
意見書の提出 2名、2通
3月 27日 法対象条例見解書の受理
4月 3日 法対象条例見解書公告、縦覧開始
5月 2日 法対象条例見解書縦覧終了、公聴会開催申出
締切り
申出者 なし
5月 29日 市長から審議会に法対象条例準備書について
諮問
7月 3日 審議会から市長に法対象条例準備書について
答申
7月 10日 法対象条例審査書公告、法対象事業者あて送
付

4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

平成21年 10月 27日 審議会（現地視察）
11月 9日 審議会（法対象条例方法書事業者説明及び審
議）
12月 8日 審議会（法対象条例方法書答申案審議）
平成24年 5月 29日 審議会（法対象条例準備書事業者説明及び
審議、現地視察）
7月 2日 審議会（法対象条例準備書答申案審議）